

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月1日変更）について

- 宮城県、大阪府、兵庫県について、4月5日から5月5日までの期間、特措法に基づき、**まん延防止等重点措置**を実施することとされた

「まん延防止等重点措置」として講ずべき内容（法令規定事項）

- ✓ 飲食店に対する20時までの時短要請等
- ✓ 客に対するマスク着用等の感染防止措置の周知等、当該措置を講じない者の入場禁止等を飲食店に要請
- ✓ 県民に対して、時短要請がされている時間帯に飲食店にみだりに出入りしないことの要請

上記に加え都道府県が行う取組

- ✓ 飲食店見回り・働きかけの徹底
区域内の全ての飲食店に対し、時短要請の働きかけ
- ✓ 重点検査の実施等
区域内における高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施
- ✓ 医療提供体制の確保等
病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床、居室を計画上の最大数に速やかに移行
- ✓ その他
飲食を主として業としている店舗に対し、カラオケを行う設備の利用自粛を要請